

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（のり養殖施設）
発生日時	令和元年12月16日 10時50分ごろ
発生場所	愛媛県 <sup>かみしま</sup> 島町 <sup>うお</sup> 魚島北方沖 高井 <sup>たかい</sup> 神島 <sup>かみしま</sup> 灯台から真方位094° 3.0海里付近 （概位 北緯34° 11.5′ 東経133° 19.7′）
事故の概要	プレジャーボートマリンクロスⅡは、南東進中、のり養殖施設に衝突した。
事故調査の経過	令和2年2月20日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート マリンクロスⅡ、9.1トン
船舶番号、船舶所有者等	243-18119兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 左舷プロペラシャフトに折損 のり養殖施設 のり網及び固定ロープ等に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、GPSプロッターを作動させ、目視で周囲を確認しながら約15ノットの対地速力で手動操舵により魚島北西方沖を南東進中、船長が正船首方及び右舷船首方にオレンジ色の旗竿数本を見て、接近して何の旗竿かを確認してから避けようと同じ針路で航行を続け、前方にのり網の<sup>あば</sup>浮子を視認して左舵を取ったものの、のり養殖施設に衝突し、乗り揚げた。</p> <p>船長は、本事故周辺海域の水路調査を行っていなかったため、魚島北方にのり養殖施設があることを知らなかった。</p> <p>船長は、のり養殖施設が記載されたヨット・モーターボート用参考図（H-144W）を所持していなかった。</p> <p>船長は、GPSプロッターで船位を確認しながら航行すれば良かったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、南東進中、船長が、のり養殖施設があることを知らずに前方に見た旗竿に接近して確認しようと航行を続けたことから、のり養殖施設の直前で左舵を取ったものの、のり養殖施設に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が南東進中、船長が、のり養殖施設があることを知らずに前方に見た旗竿に接近しようと航行を続けたため、のり養殖施設の直前で左舵を取ったものの、のり養殖施設に衝突したものと考え

	られる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事前に海図やヨット・モーターボート用参考図を精査して、養殖施設の設置状況を確認しておくこと。</li><li>・ GPSプロッター等の航海計器を活用して船位の確認を適切に行うこと。</li></ul>